

(社)長野県林業公社
「改革実施プラン」

平成 16 年 (2004 年) 9 月

長 野 県

< 目 次 >

はじめに	1
第1章 (社)長野県林業公社の概要	2
1 団体の沿革	2
2 組織体制	3
3 分収林の状況	3
4 事業内容	5
5 財務状況	7
第2章 長期収支予測	8
1 事業計画	8
2 長期収支予測結果	9
3 予測の基本条件	10
第3章 改革の課題	12
1 所有者の同意	12
2 移行経費	12
3 財務上の課題	13
4 県貸付金累積債務	13
5 関係者の理解の醸成	13
第4章 改革プラン	14
1 廃止の方向性	14
2 県行造林移行までの分収林の管理方法	14
3 経営改善	14
4 国等に対する要請	16
5 プランの進捗管理	16
第5章 職員の処遇	17
1 職員の現状	17
2 基本方針	17

はじめに

社団法人長野県林業公社(以下「公社」という)は、昭和41年の設立以来、造林事業を計画的に推進することにより、森林資源の充実と国土の保全に寄与してきました。

公社は自己財源を持たないため、分収林の経営に当たっては、造林事業補助金、県及び農林漁業金融公庫からの借入金を財源に森林の育成を進めてきました。このため、木材販売収入を得るまでの間は、累積債務を抱え、極めて厳しい財務状況にあります。併せて、木材価格を長期に見通すことが困難なことから、不確定要素が多い経営状況となっています。

このような中、本年6月に策定した長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において、公社は「団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)」としました。

県では、公社の長期収支予測に基づき将来にわたる財務状況を明らかにしながら、同種の事業である県行造林への移行を含め、債務の状況、プロパー職員の処遇、県としての公社事業に対する責任のあり方など、廃止の方針に向けて多方面から検討し、改革実施プランを策定しました。

今後は、改革基本方針の趣旨を踏まえ、公社の経営改善策の進捗管理を行いながら、公社と協力して「改革実施プラン」を着実に実行するとともに、分収林の適切な管理を進めることにより、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図り、県民益の極大化に努めてまいります。

第1章 (社)長野県林業公社の概要

1 団体の沿革

(1) 設立の趣旨

昭和30年代から40年代にかけて、荒廃した薪炭林等の天然林を改良し、優良な森林の造成を進めることは、水資源の確保、国土保全という国家的要請のほか、地域住民に対する就業機会の確保を通じた山村地域経済の振興を図る観点から必要な施策でした。

一方当時、林業を担う山村地域は林業生産基盤が脆弱であり、森林所有者が自主的に造林を進めるだけの資金的余力に乏しく、造林投資は進まない状況にありました。

このため昭和41年に、こうした造林が進まない地域の拡大造林を森林所有者に代わって外部からの資本を導入して計画的、継続的に進めるため、公社が設立されました。

(2) 公社の変遷

年	内 容
昭和41年 (7月8日)	社団法人長野県造林公社が発足(民法第34条に基づく社団法人)
昭和41年	分収造林事業を開始
昭和47年	特定森林地域開発林道維持管理事業として林道の維持管理の受託を開始、林道事業に着手
昭和57年	社団法人長野県林業公社に社名変更
昭和58年	戸隠森林植物園等管理受託を開始、受託事業に着手
昭和59年	分収林特別措置法に基づく森林整備法人の認定を受け、分収育林事業を開始
平成14年度	新規分収林契約を中止、林道事業を廃止、受託部門を縮小し、森林整備法人業務に特化

(3) 公社の果たしてきた役割

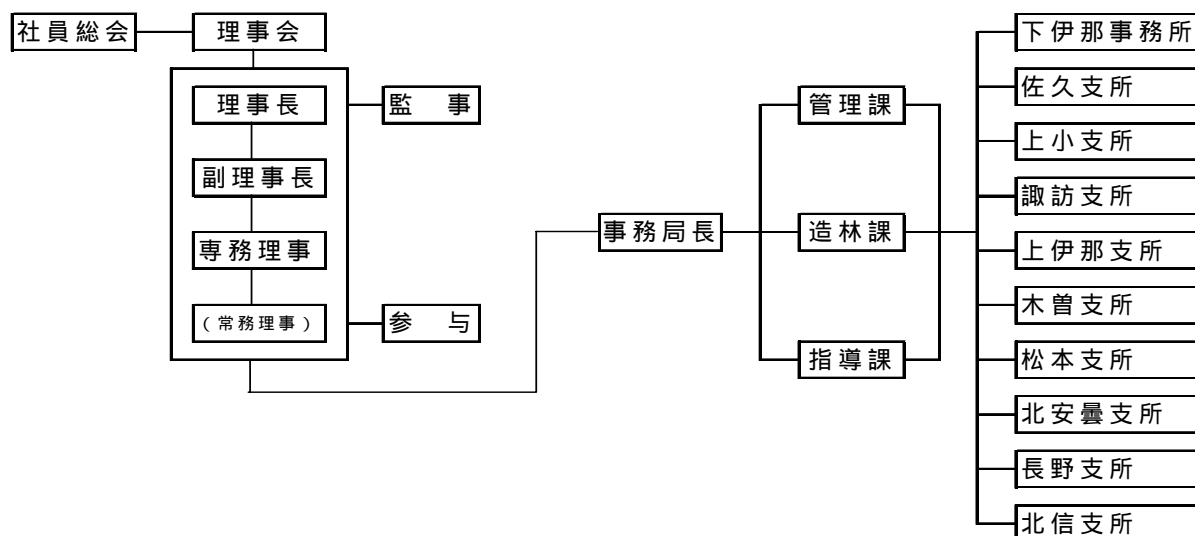
公社は設立以降、森林所有者による自主的な整備が進まない森林整備の担い手として、県下の造林面積が減少の一途をたどる中で、計画的に造林を進め、県の人工造林長期計画を積極的に推進してきました。

さらに、公社の所有森林は、設立された背景から、総じて地理的条件の悪い山間地にあり、森林・林業に依存する地域が多く、造林事業を通じて、地域の雇用の確保や経済の振興に一定の役割を果たしてきました。

森林に対する要請が多様化、高度化している現在、公社は森林所有者にかわって森林経営を行い、集約的な森林施業、適正な森林管理を通して、森林の公益的機能の維持・増進に貢献しています。

2 組織体制 (平成 16 年 5 月 27 日現在)

- (1) 社員
90 名 (内訳: 県 1、市町村 87、財産区 1、県森連 1)
- (2) 役員
理事 14 名 (うち常勤 2 名)
- (3) 職員
11 名 (うちプロパー 10 名)
- (4) 執行体制



3 分収林の状況

(1) 分収林面積

(単位: ha)

区分	契約面積	施業面積	契約時期
分収造林	16,049	13,167	昭和 41 年度 ~ 平成 14 年度
分収育林	2,039	1,811	昭和 59 年度 ~ 平成 14 年度
計	18,088	14,978	

(2) 分収率

ア 分収造林

区分	昭和 41 年 7 月 ~ 昭和 62 年 5 月	昭和 62 年 6 月 ~ 平成 10 年 6 月	平成 10 年 7 月 ~ 平成 14 年 3 月
公社	55%	60%	70%
土地所有者	45%	40%	30%

イ 分収育林

林齢 (年生)	11 ~ 15	16 ~ 20	21 以上
公社	30%	25%	20%
土地所有者	70%	75%	80%

(3) 団地数、土地所有者数、筆数

契約書別団地数 1,309 団地、土地所有者数 3,659 人、筆数 5,743 筆であり、土地所有者数の 80% が共有、筆数も 48% が共有となっています。

(単位：人、筆)

所有区分	契約書別団地数	土地所有者数	筆数
市町村有	207	73	521
財産区有	49	33	168
共有	262	2,938	2,752
個人有	533	471	1,251
生産森林組合等団体有	214	104	884
その他(会社有、社寺有)	44	40	167
計	1,309	3,659	5,743

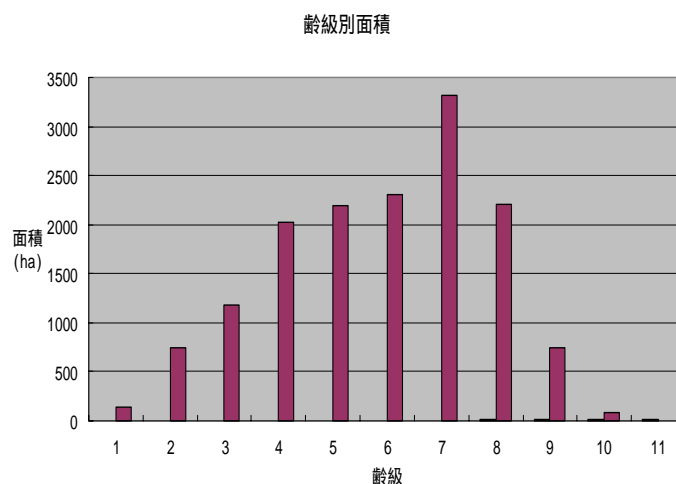
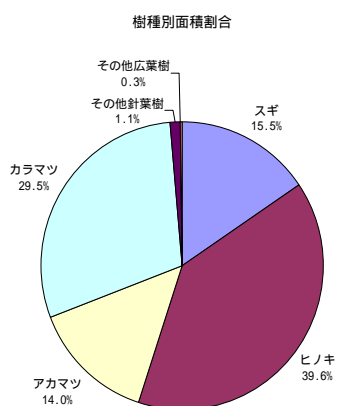
(4) 樹種別齢級別資源構成

樹種は、ヒノキが 40% と最も多く、カラマツ 30%、スギ 15%、アカマツ 14% の順となっています。

齢級別では、7 齢級が最も多く、下刈り、除伐、枝打ち、間伐など保育を必要とする 7 齢級以下の林分が全体の 80% を占めています。

(単位：ha)

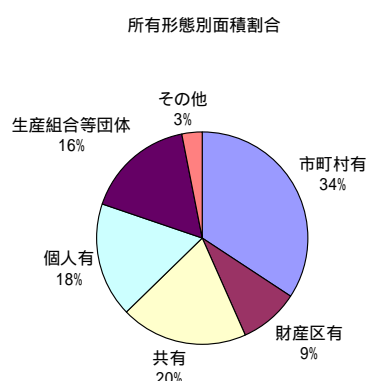
齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
スギ	21	53	134	303	417	454	631	288	10	4	0	2,315
ヒノキ	109	599	876	1,333	1,425	812	633	92	43	1	0	5,923
アカマツ	0	0	2	13	89	246	890	645	190	12	0	2,087
カラマツ	14	75	143	330	227	728	1,145	1,182	496	71	2	4,413
その他針葉樹	0	0	0	45	37	61	23	0	0	0	0	166
その他広葉樹	0	18	28	0	0	0	0	2	0	0	0	48
計	144	745	1,183	2,024	2,195	2,301	3,322	2,209	739	88	2	14,952



(5) 土地所有形態別面積

市町村有林が34%と最も多く、次に共有林20%、個人有林18%、生産森林組合等団体有林16%、財産区有林9%の順となっています。

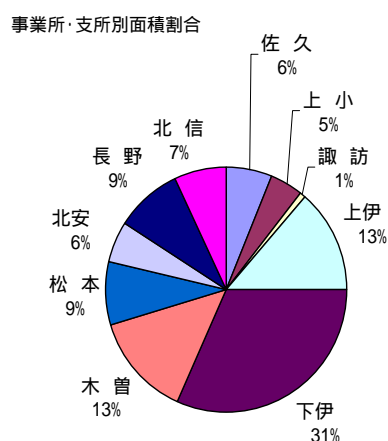
区 分	面積(ha)
市町村有	5,099
財産区有	1,374
共有	2,922
個人有	2,626
生産組合等団体	2,465
その他	466
計	14,952



(6) 事務所・支所別分収林面積

下伊那事務所管内が32%と最も多く、続いて上伊那支所及び木曽支所が14%であり、この3管内に約6割の公社有林が存在しています。

区 分	面積 (ha)
佐 久	905
上 小	694
諏 訪	93
上伊那	2,039
下伊那	4,725
木 曽	2,035
松 本	1,271
北安曇	831
長 野	1,335
北 信	1,024
計	14,952



4 事業内容

(1) 造林事業

新植は平成14年度に終了し、現在は除伐、間伐、枝打ちなど保育中心の施業を行っています。

(事業費：千円)

事業区分	平成14年度		平成15年度		摘 要
	事業量	事業費	事業量	事業費	
植 栽	59ha	52,650	4ha	4,079	補植を含む。
保 育	2,085ha	456,980	1,624ha	357,929	除伐、間伐など
施設整備	19,410m	37,839	3,695m	7,937	鹿防護柵など
事業雑費		36,916		25,797	
そ の 他		55,946		19,734	交付金事業
計		640,331		415,476	

(2) 受託事業

平成 14 年度まで、林道の管理や保安林等調査事業等の受託を実施していましたが、平成 15 年度以降は、主に森林整備法人にふさわしい森林整備を主体とした業務に特化して実施しています。

(単位：金額・千円)

事業名	事業内容	平成14年度 事業費	平成15年度 事業費
森林公園等管理受託事業	鳥獣保護普及センターの管理	1,815	
保安林等調査受託事業	保安林等の調査測量業務	137,235	
県有林管理受託事業	県有林の保護巡視	544	
松くい虫防除対策事業	被害木伐倒駆除	14,729	
公益森林機能増進 パイロット事業	施業管理		32,479
調査等受託事業	監理受託等		4,035
計		154,323	36,514

(3) 収支計算表

平成 15 年度には、公庫借入金の低利融資への借換えを約 40 億円行ったことから、一時的に借入金収入が増加しています。

(単位：金額・千円)

年 度 科 目	平成14年度				平成15年度		
	合 計	造林会計	受託会計	林道会計	合 計	造林会計	受託会計
収入の部							
事業収入	255,562	66,743	154,323	34,496	74,788	70,753	4,035
補助金収入	388,367	388,367	0	0	326,045	293,566	32,479
負担金収入	3,000	0	0	3,000	0	0	0
雑収入	21,839	21,805	8	26	11,100	11,092	8
借入金収入	947,436	947,436	0	0	4,790,236	4,790,236	0
特定預金取崩収入	0	0	0	0	28,501	28,501	0
繰入金収入	912	0	912	0	0	0	0
当期収入合計	1,617,116	1,424,351	155,243	37,522	5,230,670	5,194,148	36,522
前期繰越収支差額	271,299	244,275	14,354	12,670	232,689	190,246	42,443
収入合計	1,888,415	1,668,626	169,597	50,192	5,463,359	5,384,394	78,965
支出の部							
直接事業費	963,775	963,775	0	0	720,046	720,046	0
間接事業費	98,418	98,418	0	0	129,461	129,461	0
事業費	75,966	55,946	0	20,020	49,330	49,330	0
管理費	95,280	0	68,565	26,715	31,287	0	31,287
委託費	56,415	0	56,173	242	29,752	0	29,752
借入金返済支出	357,657	357,657	0	0	4,256,088	4,256,088	0
固定資産取得支出	1,260	0	1,260	0	0	0	0
特定預金支出	6,043	2,584	1,156	2,303	12,528	11,097	1,431
繰入金支出	912	0	0	912	0	0	0
当期支出合計	1,655,726	1,478,380	127,154	50,192	5,228,492	5,166,022	62,470
当期収支差額	-38,610	-54,029	28,089	-12,670	2,178	28,126	-25,948
次期繰越収支差額	232,689	190,246	42,443	0	234,867	218,372	16,495

5 財務状況

(1) 出資金

(H16.3.31 現在)

出資者	払込済実績		摘要
	口数	金額	
長野県	6,800 口	68,000 千円	

(2) 借入金

(単位:千円)

農林漁業 金融公庫	長野県			借入金合計
	元金	利息	計	
10,000,175	11,518,792	7,119,309	18,638,101	28,638,276

* 県の貸し付け条件

平成 9 年度まで：5%複利、35 年据置元利一括償還

平成 10 年度から：新規貸付金無利子、50 年据置一括償還

平成 13 年度から：以降発生分利息無利子

(3) 貸借対照表

(単位:千円)

年 度 科 目	平成14年度				平成15年度		
	合計	造林会計	受託会計	林道会計	合計	造林会計	受託会計
資産の部							
流動資産	537,815	448,615	77,253	11,947	513,153	465,372	47,781
固定資産	28,233,836	28,141,093	17,155	75,588	28,751,792	28,658,043	93,749
資産合計	28,771,651	28,589,708	94,408	87,535	29,264,945	29,123,415	141,530
負債の部							
流動負債	304,862	258,369	34,810	11,683	278,021	246,999	31,022
固定負債	28,292,024	28,201,941	15,401	74,682	28,810,032	28,718,518	91,514
負債合計	28,596,886	28,460,310	50,211	86,365	29,088,053	28,965,517	122,536
正味財産の部							
正味財産	174,765	129,398	44,197	1,170	176,892	157,898	18,994
負債及び 正味財産合計	28,771,651	28,589,708	94,408	87,535	29,264,945	29,123,415	141,530

第2章 長期収支予測

改革実施プランの策定に向けて、公社の分収林契約が終了する平成 88 年度までの収支状況や債務額を下記の条件により予測しました。

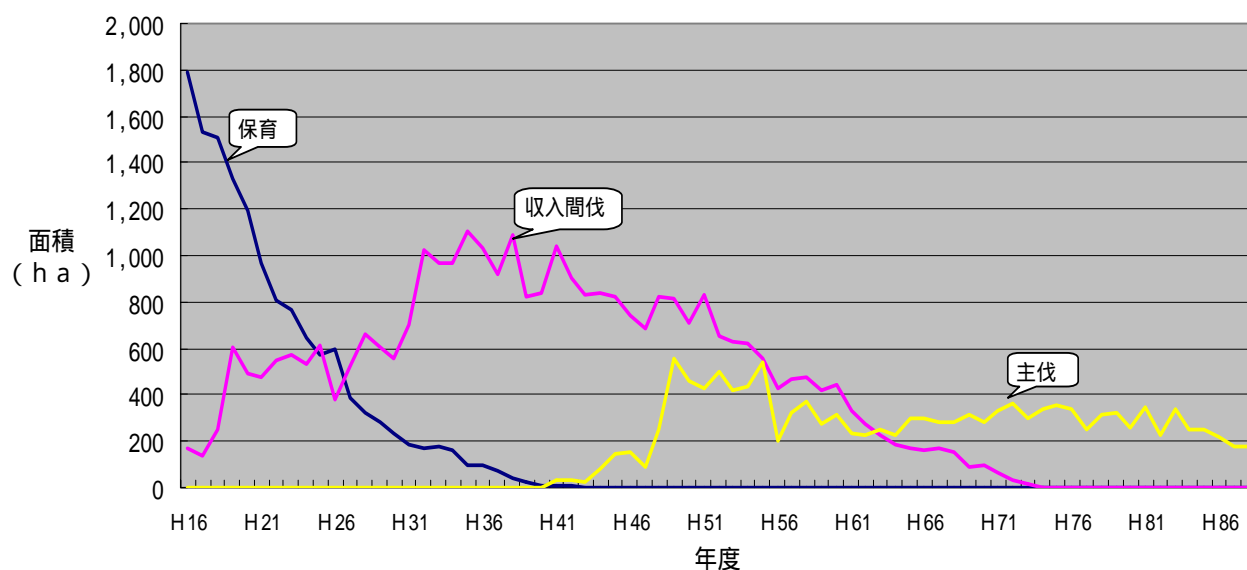
1 事業計画

長期収支予測の算定根拠となる事業量は、保育間伐、枝打ち、つる切りなどの保育面積が 14,038ha (平成 45 年度まで)、収入間伐が 32,297ha(平成 73 年度まで)、主伐が 13,445ha(平成 88 年度まで)となっています。

(単位：ha)

年 度	保 育	収 入 間 伐	主 伐	計
H16～H20	7,389	1,654		9,043
H21～H25	3,779	2,738		6,517
H26～H30	1,826	2,736		4,562
H31～H35	786	4,767		5,553
H36～H40	242	4,703		4,945
H41～H45	16	4,433	310	4,759
H46～H50		3,774	1,505	5,279
H51～H55		3,297	2,320	5,617
H56～H60		2,231	1,486	3,717
H61～H65		1,192	1,233	2,425
H66～H70		657	1,455	2,112
H71～H75		115	1,673	1,788
H76～H80			1,485	1,485
H81～H85			1,408	1,408
H86～H88			570	570
計	14,038	32,297	13,445	59,780

事業量

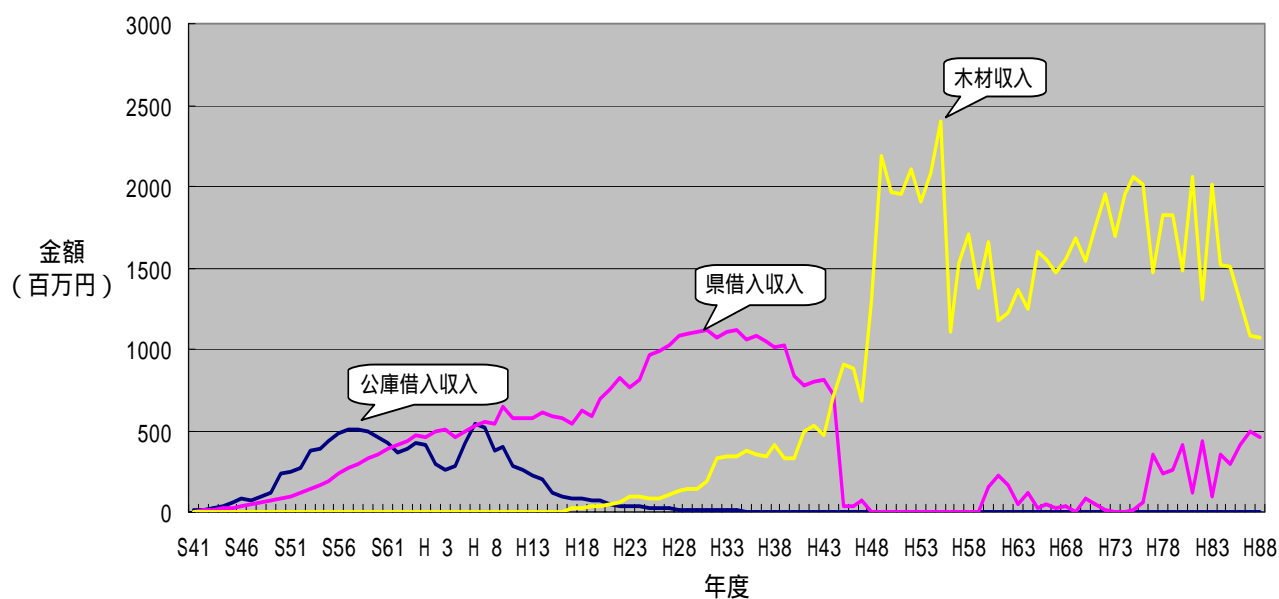


2 長期収支予測結果(昭和41年度から平成88年度まで)

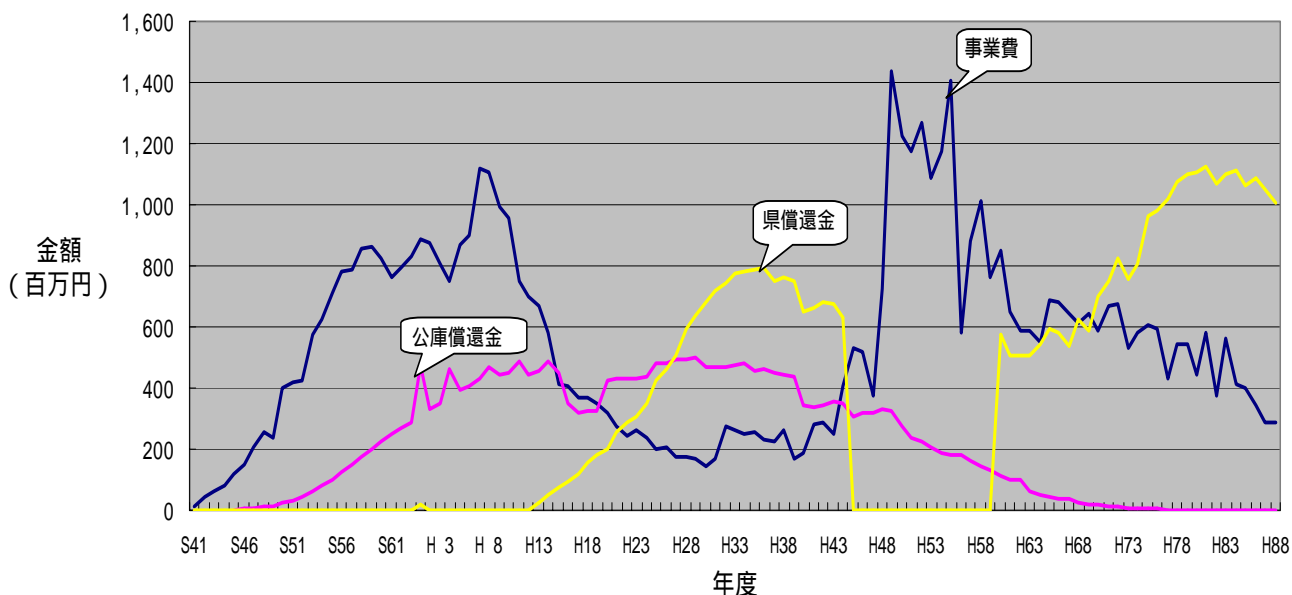
- ・ 収入総額のうち木材収入が50%、県からの借入金が29%となっています。
- ・ 支出総額のうち事業費が40%、県償還金が29%、公庫償還金が16%を占めています。
- ・ 平成88(最終)年度に62億8,800万円の含み損が生じます。

区 分	金額(百万円)	摘 要
収 入	補助金	18,329 森林造成事業補助金
	公庫借入金	11,793 農林漁業金融公庫
	県借入金	43,693
	自己資金	1,752 交付金等
	木材収入	76,706 間伐・主伐
	計	152,273
支 出	事業費	60,715
	人件費	4,436
	事務費	1,508
	公庫償還金	25,085
	県償還金	44,330
	分収交付金	16,199
	計	152,273
収 支 差	0	
最終累積債務	6,288	県貸付総額(利息を含む) - 償還額 50,618 - 44,330 = 6,288

収入



支出



3 予測の基本条件

(1) 収入の部

ア 補助金

森林造成事業(公共造林事業)の補助金です。補助率80%を見込んでいます。

イ 公庫借入金

補助事業の場合は、事業費から補助金を差し引いた額の9割、非補助事業の場合は、事業費の9割を借り入れます。

ウ 県借入金

総支出から補助金、公庫借入金、木材収入を差し引いた残金を借り入れます。

エ 木材収入

- ・ 全国の木材と競合するため、木材価格は、全国共通単価である農林水産統計『木材価格(平成15年12月)』(平成16年1月9日公表)の価格を使用して算出し、将来的な上昇や減少は見込んでいません。
- ・ 木材生産経費に比べて木材収入が少なくなる場合の伐採は見送ります。
- ・ 木材収入に余剰があった年度は、県借入金を繰上げ償還します。

適用した木材価格

(単位 円/m³)

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	摘要
間伐1	13,900	20,700	12,100	9,100	
間伐2	14,200	22,770	15,400	9,200	
間伐3		29,200			
主伐	14,500	30,000	16,100	9,300	

(2) 支出の部
ア 事業費

適用した事業費 (単位 円/m³)

区 分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	摘 要
間伐1	9,500	9,500	12,550	9,530	
間伐2	9,000	9,000	10,500	8,000	
間伐3		9,000			
主 伐	8,000	8,000	8,500	7,500	

注) 労務単価 15,700円 (平成15年度の普通作業員の単価)

イ 一般管理費(人件費、事務費)

(ア) 人件費は、プロパー職員の給与です。

(イ) 事務費は、事務所維持費、通信費、消耗品費等です。

ウ 公庫借入金の利率

0% ~ 6.5%

エ 県借入金利息

昭和41年~平成9年度までの借入金は、5%複利の35年据置き、平成10年度からの借入金は、無利子の50年据置きとなっています。

オ 分収交付金

区 分	分収造林契約	分収育林契約
所有者の取り分	昭和41年~昭和62年 : 45%	3 齡級 : 70%
	昭和63年~平成10年 : 40%	4 齡級 : 75%
	平成10年~現在 : 30%	5 齡級以上 : 80%

第3章 改革の課題

公社は、分収林の育成を通して、森林の公益的機能の維持・増進に寄与してきました。

その間、木材収入がない中であって、補助金、借入金を主な財源として森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷により、当初予定していた木材収入が見込めず、多額の負債を抱える可能性があり、極めて厳しい経営状況にあります。

公社が行う分収林事業の収支は、木材価格により大きく左右され、現在の木材価格を元に公社が行った長期収支予測によれば、最終的に約63億円の未償還債務の発生が予想されました。

この木材価格を長期的に見通すことは困難であり、伐採収入を得るまでに超長期間を要する分収林事業において、収支均衡を基本とする公益法人の業務として経営を維持していくことは、非常に困難な状況にあります。

このため、同じ分収林制度に基づき森林を管理している県行造林に公社分収林を移行することを検討しました。

公社分収林を県行造林に移行した場合、経営状況の如何に関わらず、安定した状況で森林を管理することが可能となります。さらに、県営林との一体的な管理を行うことにより、人件費、管理費などのスケールメリットも生じます。

しかし、県行造林への移行にあたっては、以下の課題があげられます。

1 所有者の同意

分収林契約上の地位（契約履行義務）は、同意なくして譲渡できないことから、移行に際して3,600人を超える土地所有者の同意（相続が発生している場合は、相続権利者全員の同意）を得る必要があります。そのためには相応の期間を要します。結果として、同意が得られない分収林が多く残れば、この森林を適正に管理するため、公社は廃止できなくなります。

また、同意が得られなかった分収林を残して公社を廃止すれば、清算法人が分収林の管理を担うこととなりますが、清算法人の性格上、森林整備を行うことができないため、残された森林が荒廃する恐れがあります。

従って、分収林制度を円滑に運営するため、県行造林移行に必要な契約相手方の同意や、相続未了地に対する変更契約にかかる手間を簡略化するなど、法制度の整備が望まれます。

2 移行経費

(1) 消費税

公社が所有する分収林を県行造林に移行する場合、同時に公社債務（公庫借入金、県借入金）を県が引き継ぐ結果となります。そのため、県は、公社債務額で分収林を買い取る形となり、対価を得て行う資産の譲渡に該当する取引が発生するので、取引額に対して消費税が課税されます。

移行時の消費税額を試算すると次表のとおりとなります。

移行時期	5年後(平成21年度)	10年後(平成26年度)
消費税額	15億4,000万円 取引予定額(債務額)308億円×5%	16億1,500万円 取引予定額(債務額)323億円×5%

(2) 契約変更にかかる費用

3,600人を超える土地所有者の同意を得るには、相応の経費が必要であり、試算すると約1億6,000万円かかります。

3 財務上の課題

分収林事業は、契約終了時までの間はほとんど収入が得られず、県及び農林漁業金融公庫からの借入金を主な財源としています。このため不安定な経営状況にあります。

木材価格が低迷し、当初予定していた木材収入が得られなければ、多額の負債が生じ、借入金を償還することができない可能性が生じます。

県行造林に移行しやすくするためには、借り入れ債務を減らすことが求められますので、農林漁業金融公庫融資制度の改善、公社運営に対する国の支援措置等が望まれます。

4 県貸付金累積債務

県行造林に移行した時点で、県貸付金の債務は消滅し、結果として債権放棄することとなります。

5 関係者の理解の醸成

県行造林へ移行するには、社員の方々に説明して理解を得ることが不可欠となります。

第4章 改革プラン

公社経営の困難さと、県行造林への移行のメリットを考慮した結果、公社分収林を廃止し県行造林に移行すべきと判断しました。

しかし、県行造林に移行する場合は、多額の消費税が課税され、大きな財政負担になります。また、県行造林への移行にかかる契約相手方である土地所有者の同意を得るには、相当な期間が必要であり、直ちに県行造林に移行することは困難な状況です。

このため、公社分収林の県営林との一体化を図り、消費税課税等の問題が解決された場合には、直ちに県行造林への移行が可能となる体制を整えながら、公社経営の改善を行うこととします。

1 廃止の方向性

- (1) 県行造林に移行して公社を廃止するには、移行時に多額の消費税が課税されるため、現行制度上、直ちに公社を廃止することは困難です。
- (2) 国に対して、公社分収林を県行造林に移行できるよう各種制度改正について、長野県が率先して要請を行い、消費税課税問題や分収林の契約変更の条件が整い次第、公社を廃止することとします。

2 県行造林移行までの分収林の管理方法

公社分収林と県行造林は同じ制度の分収林であることから、公社分収林と県営林の一体的管理を進め、県行造林に移行できるよう公社の経営改善を進めます。

- (1) 現在のプロパー職員の退職後は、新たな職員の雇用は行わず、業務量を勘案して県職員を派遣します。
- (2) 公社分収林と県営林を一体的に管理するシステムを構築し、人件費、管理費などコスト縮減に努め、全額出資者である県が責任を持って経営改善に関与していきます。

3 経営改善

(1) 経営改善項目

今後の公社経営を好転させるため、これまでの経営努力に加え、次の事項を実行します。

ア 施業の見直しによる経費の削減

これまでの施業内容を再検討し、より効率化を図ります。

イ 収入間伐の積極的な実施

団地面積が比較的大きいという公社分収林の利点を生かし、積極的に収入間伐を実施することにより、収入の確保に努めます。

ウ 農林漁業金融公庫資金の低利融資への借換えの推進

平成9年度に公庫資金の借り換え制度である施業転換資金が発足して以来、借換えを推進してきました。

本制度は、平成18年9月までとされていることから、さらに土地所有者の協力を得ながら、借換え対象融資残額である11億5,300万円の全額借換えに努めます。

エ 引当金の取崩しによる公庫資金の繰り上げ償還

これまで農林漁業金融公庫資金の繰り上げ償還は、不成績造林地以外認めら

れていませんでしたが、制度改正があり、一部一般の繰上げ償還が認められるようになりました。

このため、現在公社で留保している次の引当金について、全額または一部を取り崩し、公庫資金の繰上げ償還を行うことにより、元金の返済と利息の軽減を図ります。

(ア) 償還引当金

道路や送電線鉄塔などの潰れ地に伴う補償料の公社持ち分を積立てた1億3,300万円の全額

(イ) 災害対策引当金

災害損失補填の目的で積立てた2億3,400万円のうち、森林災害発生の危険性が少ないと判断される林分の対象額である1億円

オ 分収造林地の分収率の見直し

分収造林に関わる分収率については、木材価格の状況に応じ、新規契約に関わる分収率の見直しを行ってきました。しかし、平成10年6月以前に契約した分収造林の分収率は、見直されず現在に至っていますので、現在の木材価格の状況に対応した分収率に見直すことが経営改善のために不可欠であると考えます。

このため、過去のこの分収率の変更について契約の相手方である土地所有者のご理解をいただきながら、分収率の見直しの同意を得よう努力します。

具体的には、分収造林契約における過去の「公社:土地所有者=55:45、60:40」の分収率を、現在の木材価格に対応した分収率に変更してもらうべく努力します。

カ 土地所有者による公社の分収持分の買取り促進

公社経営面積の縮小による経営のスリム化が必要なことから、契約相手方である土地所有者に公社の分収林持分の買取りをお願いしていきます。

この交渉は、分収率の変更交渉と同時に進めますが、買取りの実現には様々な不確定要素があることから、収支見通しには反映せず、公社の努力目標とします。

キ 契約相手方である土地所有者の権利関係の明確化

分収率の見直しにあたっては、契約の相手方の同意が必要となるため、計画的に契約の相手方である土地所有者の変更実態の把握に努め、契約地を適正に管理します。

(2) 経営改善目標

ア 収支見通しに織り込んだ項目

項 目	期 間	金額(百万円)	摘 要
施業の見直し	平成16年度～平成73年度	592	
収入間伐の実施	平成16年度～平成73年度	3,139	
計		3,731	

イ 収支見通しに織り込んでない項目(今後の努力事項)

項目	事業量等	期間	金額(百万円)
公庫資金の借換え	11億5300万円	平成16年度～平成18年度	655
引当金による繰り上げ償還		平成17年度～平成18年度	249
分収率の変更	5,872 ha	平成17年度～平成26年度	1,276
分収持分買取り		平成16年度～平成88年度	努力目標
計			2,180

4 国等に対する要請

公社分収林を県行造林に移行できるよう各種制度改正について、長野県が率先して要請を行います。

(1) 消費税の非課税特例措置の拡大

地方公共団体が公社分収林を健全に育成するために取得する立木取引の非課税化

(2) 農林漁業金融公庫融資制度の改善

ア 超長期及び低利な融資制度の新設

イ 無利子資金及び借り換え資金貸付要件の緩和

(3) 県行造林への移行に必要な契約変更手続きの簡略化のための法制度の整備

(4) 公社運営に関する支援措置の充実

ア 公社の管理経費に対する助成制度の創設

イ 公共造林事業における公社関連事業の予算の別枠確保と補助対象要件の緩和

ウ 長伐期施業、立木の分収を前提とした伐採搬出に対する補助制度の充実

エ 分収林伐採跡地における再造林・保育に対する補助制度の充実

5 プランの進捗管理

プランを着実かつ計画的に実行に移すため、下記の事項について進捗管理を行います。

ア 木材価格や経済情勢の変化に伴い、長期収支予測を定期的に見直します。

イ 経営改善計画を的確に進めます。

ウ 分収林制度上の課題について、国等への要請活動を展開します。

第5章 職員の処遇

- 1 職員の現状（平成 16 年 5 月 27 日現在）
 - プロパー職員 10 名
 - 県派遣職員 1 名（平成 15 年度に 1 名退職、その補充は県職員 1 名を派遣）

- 2 基本方針
 - 公社廃止に伴い、プロパー職員の雇用問題が生じる場合は、県が責任を持って雇用の確保に努めます。